

第十一部

第一回 参議院商業委員会會議録第十四号

(三八〇)

付託事件

○中小商工業の再建に関する陳情(第百六十四号)

○マツチ産業公園制の実施に関する陳情(第百八十九号)

○財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律案(内閣提出)

○板ガラスの配給機構及び取扱ひに関する陳情(第百四号)

○百貨店法を廃止する法律案(内閣提出)

○昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案(内閣提出)

○石油輸入促進に関する請願(第百六十五号)

○商工協同組合法の改正に関する陳情(第百二十八号)

昭和二十二年十月十四日(火曜日)午後二時三十五分開会

本日の會議に付した事件

○財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律案

○委員長(一松政二君) それでは財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律案を引續いて上程いたしました。審議することいたします。つきましては午前中に小委員会の中の一部の人を以て、さうして大體懇談会の形式を以てここに原稿を作つて見たのであります。これにつきまして一つこれを議題といたしまして、さうしてこれを基礎に適當なる決議事項を作

り上げたいと思ひます。尙先日小委員会を設けることにいたしました。人数並びに人名につきましては、委員長に御一任がありましたので、その点を先に御報告申し上げて置きたいと思ひます。小委員には藤風会の高瀬さん、結城さん、それから民主主義の油井さん、社会党の中平さん、それから自由党の中川さん、無所属懇談会の廣瀬さんと私が加わりまして、合計七人を以て小委員会を組織することにいたしましたのであります。この点につきまして御報告申し上げますと共に、さう決定いたしましたことについて御了承願つて置きたいのであります。尚その小委員会を午前中に催しましたのであります。が、いろいろ都合のために、過半数を得られませんでした。懇談会を以て一應原案だけ作つて見たのであります。それではこの原案を審議するために暫く懇談会の形式を以てしましてお話を願ひたいと思ひます。

午後二時三十八分懇談会に移る。

午後三時二十四分懇談会を終る。

○委員長(一松政二君) それでは先程の懇談会におきまして決定いたしました附帯決議案を朗読いたしました。さうして御審議を願ひたいと思ひます。先ず決議案を朗読いたします。

附帯決議案

本措置は我が國現下の事態において止むを得ないものと認めるが、本研究所以に課せられた重要使命を達成の爲には、その運営、人事及び財政等

に關して周到な考慮を拂ふことが必要である。よつて次の如き諸点に關し適切な処置を講ずることを強く要する。

一、本社の事業は科学研究に第一義的重要性を置き、研究部門の活動及び成果を本社の主たる目的とすべきである。

二、研究部門の自主独立性を認め、その組織、人事及び運営については研究部門幹部にこれを一任して会社役員は濫りに容喙すべきではない。

三、事業収益を以て重要な研究費を賄ふに得ない場合には、政府は必要の研究補助金の支出は勿論、金融上の便宜をも図るべきである。

以上三條件を附しまして、この法案を原案通り承認するかどうか、先ずこの附帯決議案につきまして御審議はありませんか。

○委員長(一松政二君) 御異議ないと認めまして、附帯決議案を本委員会に採択いたします。

○中平常太郎君 この際ちよつとお伺いいたしますが、これをせしめる、こ

ういうふうに行はしめるという、そのしめる者は誰からやることになりま

すか。この附帯決議案を執行せしめる者は誰になるわけであるかということにつ

いて、ちよつとどういうふうにしてよいものでありますか、委員長のお考を

願ひたいと思ひます。

○委員長(一松政二君) それでは申上

げます。私はこの決議案は法律的には拘束力はないのでありますけれども政治的には行政部門と、この新たにできまる株式会社理化学研究所の責任者、この二つのものは、この附帯決議案に対して重大なる責任を感じるであらうと思ひます。ということは、國會と事業会社が、その監督官廳たる行政機關に対して、いわゆる事業上の監督を受け、又特に第三條によつて示してあるような、この決議事項もあるのでありますから、この國會に対して行政官廳及び株式会社理化学研究所の當事者は重大なる政治上の責任を感じてこの委員会の決議を尊重するは勿論、その線に則つて今後の運営を図るだらうと思ひます。

○中平常太郎君 満足いたしました。

○委員長(一松政二君) それでは本法

案の全部を一括して議題に供します。

別に先日の討論のみを以て、外に質疑はありませんか、若し質疑がないといふことになれば、最後の採択の段取りに入りたいと思ひます。

○委員長(一松政二君) 別に御意見も

ないようでありますから、正式に今度

は、極めて適切なものとして賛意を表するものであります。とかく最近政府におきましてはあらゆる場合において民間の創意工夫といふものを認めず

すべて國營、國營、國有、さういつたような線に則つて事業といふものを行

いたいといふふうには國民から見られておるのであります。今同のこの措置は、今までのさういふ風潮と異なりま

して、いかにも民間の創意工夫を完全に活かして、而も政府はこれに対して協力をするという、新しい行き方を行

うように見受けられるのであります。

この方法が、若し極めて満足なる成果を挙げますことができれば、今後日本の再建にとりまして、他の事業において必ずこれを範として、立派な事業が續々と出現することと私は信じて、この措置に対して心から賛意を表する次第であります。

○委員長(一松政二君) 外に御意見は

ございませんか。

○委員長(一松政二君) 別に御意見も

ないようでありますから、討論は終結

したものと認めて御異議はございま

せんか。

○委員長(一松政二君) 附帯決議案

を付して可決することに賛成の方の御

起立を願ひます。

○委員長(一松政二君) 全会一致と認

めます。よつて本案は附帯決議を附し

て可決すべきものと決定いたしました

第十一部 商業委員会會議録第十四号 昭和二十二年十月十四日【参議院】

た。

尙、本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（一松政二君） 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされる方は順次御署名をお願いします。

〔多数意見者署名名〕

○委員長（一松政二君） 本日はこれを以て散会いたします。

午後三時三十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 一松 政二君
理事 鎌田 逸郎君
委員 椎井 康雄君
中平 常太郎君
黒川 武雄君
油井 賢太郎君
九鬼 紋十郎君
住伯 卯四郎君
島津 忠彦君
高瀬 莊太郎君
波多 野林一君
廣瀬 與兵衛君

政府委員

商工事務官（総務局長）

一 松田 太郎君

昭和二十二年十二月二十六日印刷

昭和二十二年十二月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

總理廳事務官（公正取引委員會事務局長）

黃田多喜夫君

總理廳事務官（公正取引委員會委員長）

中山喜久松君

十月十三日本委員會に左の事件を付託された。

一、商工協同組合法の改正に関する陳情（第四百二十八号）

（陳第四百二十八号） 昭和二十二年九月二十六日受理

商工協同組合法の改正に関する陳情

東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル内 商工協同組合中央會

政府は、私的独占禁止法の趣旨に基く商工協同組合法の一部改正案を國會に提出することであるが、改正内容如何によつては、中小企業の新振興に重大なる影響を及ぼすことになるから、右改正に際しては、一、個人業者と同様地位にある小規模會社の組合加入を認めること、二、相互扶助としての金融事業を共同施設として認めること、その他につき考慮されたいとの陳情。